

# 岡山議員の質問②日本原燃株の高レベル廃棄物の一時貯蔵に関する モニタリング制度導入に対する考え方について

吉川村長

の回答

日本原燃株の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターは、海外返還高レベル廃棄物の受け入れ・貯蔵のため設置されているものであり、貯蔵建屋としては2施設が計画され、そのうち1施設が平成7年から操業を開始しております。

現在操業中の「ガラス固化体貯蔵建屋」は、これまで892本が受け入れられております。受け入れにあたっては、所有者の電力会社が廃棄に関する保安のために必要な措置等が基準に適合していること等について国に申請し、国はその申請について日本原燃株の施設において測定等に立ち

合い確認しており、これと同時に日本原燃株は保安規定に基づき発熱量・外観・寸法・重量・放射能量等の検査項目について検査・測定を行い、施設への受け入れ規準を満たしていることを確認した上で貯蔵管理しております。

ご質問のガラス固化体の検査・測定結果を定期的に求めその結果を公表するモニタリング制度についてでありませんが、貯蔵管理中のガラス固化体は、日本原燃株の保安規定に基づき、貯蔵施設の冷却空気出入口温度と収納管排気設備の入口圧力の日常監視、収納管及び通風管底部外面の目視等による定期観察及び排気口での放射性物質濃度の日常監視によりガラス固化体の健全性を確認し、また1年に1回行なう施設定期検査では、警報装置や放射線管理施設の性能検査等とともにガラス固化体冷却性能検査も実施して、冷却空気出入口温度の実測値と計算値を比較し、収納されているガラス固化体が適切に冷却されているかを確認しているとのことであり、国においては、これらが適切に行なわれているかを確認しているところですが、

このように、ガラス固化体の健全性は継続的に監視されており、国としては定期的にガラス固化体を収納管から取りだして、検査・測定を行なう等の措置を講ずる必要はないと考えているとのことであり、また、事業者が国から許可を受けている保安規定などにおいては、一旦収納管に収納したガラス固化体を再度取り出して検査・測定することは、規定されていないことから、仮に取り出し実施するとすれば、事業者においては、ガラス固化体の所有者である電力会社との調整や取外し作業時における安全性等の観点から、保安規定の見直しなどが必要になると聞いております。

村では、安全協定書に基づき、廃棄物管理状況・放射性物質の放出状況・環境放射線等の測定結果等について事業者から定期的に報告を受け、安全・安心を希求する村民の声に応えるためにも今後、村としても、国・事業者を検討して頂くようお願いして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜われますようお願い申し上げます。